

高松山の会会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は「高松山の会」と称し、事務所を高松市に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は山を通じて、会員相互の親睦と山に関する知識と技術の向上をはかることを目的とする。

第 3 章 事業

第 3 条 本会は、次の事業を行う。

1. 登山とそれに関連した事項の指導と研修
2. 毎月例会として各種山行
3. 水曜会の開催
4. 会報「お山の便り」「水曜会便り」の発行
5. 香川県山岳連盟に加盟し、役員の派遣
6. (公)日本山岳・スポーツライミング協会及び香川県山岳連盟の行事に参加
7. 登山事故防止及び遭難対策
8. 山岳自然保護活動
9. その他必要な事項

第 4 章 会員

第 4 条 本会の入会及び退会は理事会の承認を要する。

第 5 条 本会の入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、入会金及び年度の会費を納入しなければならない。

第 6 条 本会を退会するものは、退会届を提出して退会するものとする。

第 7 条 会員で次項に該当した時は、理事会の決議により除名、又は、退会させることができる。

1. 本会の目的を著しく違反し、会の名誉を著しく損傷したとき

2. 会費を納入しないとき

- 第 8 条 本会の会費は総会で決定する。
- 第 9 条 本会の会員は総会に出席する権利と義務を有する。
- 第 10 条 本会の会員は本会の主催する行事に参加することができる。
- 第 11 条 本会の会員は全ての山行について、原則としてその計画と記録を事務局まで提出しなければならない。
- 第 12 条 本会に名誉会員をおくことができる。
名誉会員は本会に特に功労のあった者を理事会の決議によって会長が推挙する。

第 5 章 役 員

- 第 13 条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1 名
 2. 副会長 2 名以内
 3. 理事 7 名以内
 4. 監事 2 名
- 会長及び副会長は理事とする。
- 第 14 条 役員は総会において会員中より選出する。
任期は 2 年とし、重任は妨げない。
- 第 15 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は公務を掌握し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 16 条 監事は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第 17 条 役員は欠員を生じた場合、第 14 条の規定に従って選出する。
その場合、任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 運 営

- 第 18 条 本会は次の会議及び集会を持つ。
1. 総会
 2. 理事会
 3. 登山委員会
 4. 水曜会
- 第 19 条 総会は各年 1 回 4 月に会長が招集する。

尚、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第 20 条 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席を持って成立し、その決議は出席者の過半数をもって決するものとする。

第 21 条 総会は次の次項を審議する。

1. 役員を選出
2. 事業報告と事業計画
3. 収支決算と収支予算
4. 次年度会費
5. 規約の変更
6. その他重要な事項

第 22 条 理事会は理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

理事の過半数が必要と認めたときも同様とする。

第 23 条 理事会は理事の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数をもって決するものとする。

第 24 条 理事会は次の会務を執行する。

1. 総会の決議事項の執行
2. 総会に提出すべき事項の決定
3. 山行の企画、運営の管理
4. 山行計画書の受理、承認
5. 山行報告書の受理
6. 備品の管理
7. 会報の発行
8. その他当面する事務処理

第 25 条 本会は、事業及び会務を執行するにあたり、総会の決議により、別に施行規則を定めることができる。

第 26 条 登山委員会は理事若干名及び一般会員若干名をもって構成し、必要に応じて会議を開く。

第 27 条 登山委員は理事会において選出する。

第 28 条 登山委員は山行全般を掌握し、担当理事が山行計画及びその報告書を理事会に提出するものとする。

第 29 条 「水曜会」は毎週 1 回定期的に開催し、会員相互の親睦と共に、山行の準備、反省、及び登山に関する研究、研修を行う。

第 30 条 会長は理事会の承認をえて特別委員会を置くことができる。

第 7 章 会 計

- 第 31 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 32 条 本会の収入は入会金、会費その他とする。
(入会金 2000 円・年会費 5000 円)
- 第 33 条 各会計年度における経費はその年度の収入をもってこれを支弁する。
- 第 34 条 各年度における事業計画及び、これに伴う収支予算は理事会でこれを編成し、総会の決議を経なければならない。
- 第 35 条 本会の収支決算は総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 第 36 条 会計年度の終わりにおいて余剰金があるときは、これを翌年度に繰り越すものとする。
- 第 37 条 本会は理事会の決議により特別会計を設けることができる。
- 第 38 条 会費の払い戻しは行わない。

第 8 章 附 則

- 第 39 条 本会の事務を処理するために事務局を設け、職員を置くことができる。
- 第 40 条 本会則の各項は 3 分の 2 以上の出席した総会において、4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。
- 第 41 条 本会則は昭和 31 年 7 月 1 日より施行する。
本会則は昭和 56 年 7 月 1 日変更・施行する。
本会則は平成 22 年 7 月 1 日変更・施行する。
本会則は平成 26 年 7 月 1 日変更・施行する。
本会則は平成 30 年 4 月 11 日変更・施行する。

高松山の会会則施行規則

第 1 章 会 員

- 第 1 条 会費は年度初めに納入する者とする。
- 第 2 条 前年度会費未納者は年度末をもって会則第 7 条に規定により退会とする。
- 第 3 条 本会主催の行事に会員の家族の参加は認める

第 2 章 役員選挙

- 第 4 条 本会は山を通じて、会員相互の親睦と山に関する知識と技術の向上をはかることを目的とする。
- 第 5 条 候補者になろうとする者は、選挙の前日までに文書で事務局まで届けねばならない。
- 第 6 条 会員が他の会員を候補者とするときは前条に同じ。
- 第 7 条 会長の選挙にあたっては単記無記名投票とし他の役員は制限無記名投票により行う。
- 第 8 条 理事の定員については理事会で決定する。
- 第 9 条 投票及び開票に関する事務は総会の議長がこれを管理する。
議長は会員の中から選挙及び開票管理人 3 名を指名し、選挙を円滑に行うものとする。

第 3 章 会 議

- 第 10 条 総会は委任状を認める。
- 第 11 条 総会の議長は会員より選出する。
- 第 12 条 理事会の議長は会長がつとめる。
- 第 13 条 登山委員長は登山委員の互選によるものとする。

第 4 章 附 則

- 第 14 条 この規則を変更しようとするときは総会の議を経なければならない。

第 15 条 この規則は昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。